

雇用保険二事業における各事業の実施状況

事業名 (事業番号)		人材確保等支援助成金（建設教育訓練助成金）（20-031）					
実施主体		（独）雇用・能力開発機構					
事業概要		中小建設事業主等が職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第24条等に基づき都道府県知事が認定する職業訓練を行う場合の経費、中小建設事業主等が建設労働者の技能向上のための技能実習を行う場合の経費、職業訓練法人等が建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動や職業訓練施設の設置整備等を行う場合等の経費等に対する助成					
年 度		平成 17	18	19	20	21	
予算額（千円）		2,776,109	3,304,412	3,735,714	3,782,089	3,493,322	
目 標 と 評 価	目 標	①事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80%以上 ②本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①助成措置の対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率 80%以上 ②事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする旨の評価を受ける割合 80%以上 ③本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①助成措置の対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率 80%以上 ②事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする旨の評価を受ける割合 80%以上 ③本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①助成措置の対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率 80%以上 ②事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする旨の評価を受ける割合 80%以上 ③本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上	①助成措置の対象となった技能実習を行った者のうち、訓練後、技能検定を受検した者の合格率 80%以上。 ②事業主等（助成金利用者）から、本助成措置があったことにより教育訓練を実施したとする評価を受ける割合 80%以上。 ③本助成金の対象となった建設労働者から、本助成金の活用により技能の向上が図られた旨の評価を受ける割合 80%以上。	
	実 績	目標の達成度合い	①達成（実績 100%） ②達成（実績 100%）	①達成（実績 98.4%） ②達成（実績 84.3%） ③達成（実績 96.1%）	①達成（実績 84.6%） ②達成（実績 82.6%） ③達成（実績 97.2%）	①達成（実績 100%） ②達成（実績 85.6%） ③達成（実績 97.8%）	—
		事業執行率	103% （2,854,920千円 / 2,776,109千円）	支給件数 97%（35,794件 / 37,060件） 支給額 81%	支給件数 112% （39,945件 / 35,794件）	支給件数 131% （52,442件 / 39,945件）	—

			(2,661,329千円 / 3,304,412千円)			
	評価結果	施策としては原則継続。必要に応じ手法の改善を行う。	B	A	A	—

〈調査結果〉

1 申請書類の簡素化（項目1（2）－イ関係）

今回、(独)雇用・能力開発機構の都道府県単位の出先である5地方センター（北海道、東京、愛知、広島及び香川）において本助成金の申請・支給状況を調査した結果、表1のとおり、本助成金の中で最も需要が多いのは、第4種技能実習に係る助成金となっている。

表1 本事業の助成対象訓練別の申請・支給状況

(単位：年度、件)

区分 年 労働局	第1種認定訓練			第4種認定訓練			第4種技能実習		
	平成18	19	20	平成18	19	20	平成18	19	20
北海道	143	138	137	557	558	454	1,849	2,065	2,605
東京	144	92	86	65	67	57	717	939	1,126
愛知	31	28	29	89	75	51	1,206	1,361	1,520
広島	11	7	6	25	18	11	753	906	994
香川	0	0	0	11	6	8	79	113	186

(注) 1 「第1種認定訓練助成金」は、中小建設事業主等が、職業能力開発促進法による認定訓練を行う場合、経費の一部を助成するものである。

都道府県から認定訓練助成事業費補助金(運営費)又は広域団体認定訓練助成金の交付を受けて、適切な管理運営のもとに認定訓練が的確に行われること等が主な助成要件である。

2 「第4種認定訓練助成金」は、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で認定訓練を受講させた場合、賃金の一部を助成するものである。

雇用する建設労働者に認定訓練を所定労働時間内に受講させ、その期間、所定労働時間労働した場合の通常の賃金以上の額の賃金を支払うことや、「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」(認定訓練を行う施設に建設労働者を派遣する場合に限る。)の支給を受けていること等が主な助成要件である。

なお、「キャリア形成促進助成金(訓練等支援給付金)(20-085)」は、その雇用する労働者に、専門的な知識・技能を追加して習得させることを内容とする職業訓練等を実施又は新たに職業に必要な知識・技能を習得させることを内容とする教育訓練機関が実施する職業訓練等を受けさせる事業主に助成するものである。

3 「第4種技能実習助成金」は、中小建設事業主が、雇用する建設労働者に有給で技能実習等を受講させた場合、賃金の一部を助成するものである。

雇用する建設労働者に第2種技能実習の要件を満たす実習又は第4種のみ対象となる建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習等を1日3時間以上原則として所定労働時間内に受講させ、その期間、所定労働時間労働した場合の通常の賃金の額以上の額の賃金を支払うこと等が主な助成要件である。

ア 第4種認定訓練助成金申請時の「キャリア形成促進助成金の支給決定資料」

本助成金のうち第4種認定訓練に係る助成金については、中小建設事業主が「キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）（20-085）」を受けて、雇用する建設労働者に勤務扱いで認定職業訓練を受講させた場合に、上乗せでその賃金の一部を助成するものであり、(独)雇用・能力開発機構からのキャリア形成促進助成金の受給が前提要件となっている。

このため、第4種認定訓練に係る助成金の申請に当たっては、キャリア形成促進助成金の支給決定を受けた後に、キャリア形成促進助成金の支給決定資料（申請書等の写し及び支給決定通知の写し）を申請書に添付して行うこととされているが、両助成金とも、その申請先は(独)雇用・能力開発機構であり、第4種認定訓練に係る助成金の利用者にとっては、同機構に対し、二度手間となる手続を余儀なくされている。

しかしながら、(独)雇用・能力開発機構の地方センターでは、47地方センター中40地方センターまでが同一の課が両助成金の申請の審査を担当しており、第4種認定訓練の助成金申請者に対し、改めてキャリア形成促進助成金の支給決定資料の提出を求めなくとも事務処理は可能とみられる。

地方センターにおける本助成金申請に係る審査状況をみたところ、既に地方センターでも保有しているにもかかわらず、支給申請書に添付させたキャリア形成促進助成金の支給決定資料により、支給申請内容の確認を行っていた。

したがって、本助成金申請者の負担を軽減する観点から、第4種認定訓練の助成金に係る申請時の添付書類のうち、キャリア形成促進助成金の支給決定資料については省略するなど簡素化を図る余地がある。

イ 「労働保険料の領収書」の添付

(独)雇用・能力開発機構の地方センターでは、本助成金の申請に係る添付書類において、労働保険料の滞納状況を確認するためとして、支給要領により「労働保険料の領収書」の提出を求めているが、今回調査した5地方センターで本助成金の申請書類を抽出調査したところ、労働保険料の滞納状況については、別途、当該センターから各労働局に照会して確認が行われていた。

事業主によっては、この添付を負担に感じているものもあることから、本助成金申請者の負担を軽減する観点から、「労働保険料の領収書」添付の必要性を検討し、その簡素化を図る余地がある。

2 申請手続の見直し（項目1（2）－ウ関係）

事業主が「キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）（20-085）」を受けて、年間職業能力開発計画に基づき、その従業員に職業訓練を受けさせる場合等には、まず(独)雇用・能力開発機構の地方センターに受給資格認定申請を行って受給資格認定を受け、その後訓練等が終了した時点で同助成金の支給申請を行うこととされており、一方、本助成金のうち第4種認定訓練に係る助成金は、事業主のうち中小建設事業主に対し、キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）額の上乗せとして訓練を受講等させた従業員の賃金の一部を助成するものであるこ

とから、キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）の支給決定後に支給申請を行うものとされている。

しかし、今回調査した5地方センターでの本助成金の申請書類を抽出調査した結果、表4のように、第4種認定訓練に係る助成金は、キャリア形成促進助成金の支給決定後1か月以内に事業主の申請から支給決定までが行われている状況であり、また、第4種認定訓練に係る助成金の審査においては、上記1のアのように、キャリア形成促進助成金の支給決定資料により、支給申請内容の確認を行っていることから、今後、利用者負担の軽減を図る観点から、第4種認定訓練に係る本助成金及びキャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）については、支給申請の一本化等申請手続の簡素化を図る余地がある。

表2 キャリア形成促進助成金（訓練等支援給付金）（20-085）の申請書類（受給資格認定及び支給申請における添付書類）

受給資格認定申請	支給申請
①キャリア形成促進助成金賃金助成額算定書 ②職業能力開発推進者選任届の写 ③年間職業能力開発計画書 ④雇用保険適用事業所設置届の写又はこれに準ずるもの ⑤前各号に掲げるものの他、センター統括所長が必要と認める書類 ・「労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書」(写) ・「労働保険料算定基礎賃金等の報告」及び「労働保険納入通知書」(写) ・就業規則等 ・講習案内、受検案内、訓練のカリキュラム等 ・事業所内職業能力開発計画 ・教育訓練体系図 ・登記簿謄本(写)及び会社案内・パンフレット・自社ホームページ案内等	①各給付金の申請額内訳 ②労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書の事業主控の(写) ③労働保険料の納付書・領収証書の写 ④前各号に掲げるものの他、センター統括所長が必要と認める書類 ・訓練の開催通知又は受講案内 ・訓練の時間割表(カリキュラム)等 ・経費に係る請求書等(助成対象の経費の内訳が分かるもの) ・出退勤管理原簿原本の(写) ・賃金台帳又は給与明細書 ・事務所の組織図又は労働者名簿(訓練受講者全員の所属が分かるもの) ・対象者の雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(事業主通知用)【020】(写) など

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表3 人材確保等支援助成金（建設教育訓練助成金）（20-031）の申請書類（4種認定訓練支給申請の場合）

支給申請
①支給請求書 ②労働保険料概算確定保険料申告書 労働保険料納入通知書 ③労働保険料納付書・領収書 ④雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 ⑤キャリア形成促進助成金支給申請書 ⑥キャリア形成促進助成金支給決定通知書

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

表4 第4種認定訓練助成金の支給申請から決定までの実際

申請者	区分	キャリア形成促進助成金	第4種認定訓練助成金
A社	支給申請日	平成20年4月15日	平成20年6月13日
	支給決定年月日	平成20年5月21日	平成20年6月26日
	支給決定額	2,279,393円	4,228,000円

(注) 当省の調査結果による。